

2-15 法令名：工業標準化法(S24法185)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				
19①②、 20①、23 ①～③	認証機関の登録	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	
25②	認証機関の登録申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	
<25②>	認証機関の登録更新申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示 ※法28②において準用	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	
28①	登録の更新	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	
29②	登録認証機関の地位を承継した者からの届出	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	
31③、 32、33 ①、34	国内登録認証機関からの届出等	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	
36	国内登録認証機関に対する適合命令	—	—	令3①	法69の6 令3①	—	—	
37	国内登録認証機関に対する改善命令	—	—	令3①	法69の6 令3①	—	—	
38	国内登録認証機関に対する登録の取り消し等	—	—	令3①	法69の6 令3①	—	—	
40①	国内登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査	—	—	令3①	法69の6 令3①	—	—	
21①②	認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査	—	—	令3②	法69の6 令3②	—	—	
22	認証製造業者等に対する表示の除去命令等	—	—	令3②	法69の6 令3②	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	

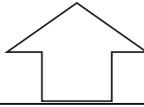
3-① 法令名： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(H20法38)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①③	農工商等連携事業計画の認定	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
<4③>	農工商等連携事業計画の変更の認定 ※5④において準用	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
5①~③	農工商等連携事業計画の変更等	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
14	基準に適合することについての経済産業大臣の確 認(課税の特例の適用条件)	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
17①	認定農工商等連携事業者に対する報告の徴収	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
6①③	農工商等連携支援事業計画の認定	法19 省令4②	省令4②	—	—	—	法定	○	事後報告	
<6③>	農工商等連携支援事業計画の変更の認定 ※7③において準用	法19 省令4②	省令4②	—	—	—	法定	○	事後報告	
7①②	農工商等連携支援事業計画の変更等	法19 省令4②	省令4②	—	—	—	法定	○	事後報告	
17②	認定農工商等連携支援事業者に対する報告の徴収	法19 省令4②	省令4②	—	—	—	法定	○	事後報告	



3-② 法令名： 犯罪による収益の移転防止に関する法律（H19法22）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
13	報告	法20⑩ 令27①～ ③	令27①	—	—	—	法定		指示 事後報告	
14①	立入検査	法20⑩ 令27①～ ③	令27①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
15	指導、助言、勧告等	法20⑩ 令27①	令27①	—	—	—	法定	○	同意 指示	
16	是正命令	法20⑩ 令27①	令27①	—	—	—	法定	○	同意 指示	



3-③ 法令名： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（H19法39）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
6①②④	地域産業資源活用事業計画の認定	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	法定	○	事後報告	
7	地域産業資源活用事業計画の変更等	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	法定	○	事後報告	
11	基準に適合することについて経済産業大臣の確認 (課税の特例の適用条件)	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	法定	○	事後報告	
15	認定地域産業資源活用事業を行う者に対する報告 の徴収	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	法定	○	事後報告	

3-④ 法令名：株式会社日本政策金融公庫法(H19法57)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
17②	指定の公示	法60⑤ 令33①②	—	—	—	—
24	監督命令	法60⑤ 令33①②	令33①②	—	—	—
25①	業務の休廃止	法60⑤ 令33①②	—	—	—	—
59④②	報告及び検査	法60⑤ 令33①～④	令33①～④	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外

3-⑤ 法令名： 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（H17法85）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①③	総合効率化計画の認定	法24 令7③	—	自治 令6	—	—	自治	事後報告		
4⑤	総合効率化計画の認定に伴う都道府県知事からの意見徴収	法24 令7③	—	—	—	—	法定	事後報告		
5①②	総合効率化計画の変更等	法24 令7③	—	自治 令6	—	—	自治	事後報告		
7①②	特定流通業務施設の確認	法24 令7③	—	自治 令6	—	—	自治	事後報告		
21	報告の徴収	法24 令7③	—	自治 令6	—	—	自治	事後報告		



3-⑥ 法令名： 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
18	技術基準適合命令	法33 規則36① I	規則36①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
28②	指導及び助言	法33 規則36① II	規則36①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
29①	報告徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る)	法33 規則36① III	規則36①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
29②	立入検査(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る)	法33 規則36① IV	規則36①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-⑦ 法令名： 使用済自動車の再資源化等に関する法律（H14法87）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
130③	報告の徴収	法134 令21①	令21①	法定(8)	—	—	法定	○	指示 事後報告	
131②	立入検査	法134 令21①	令21①	法定(8)	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-⑧ 法令名：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（H12法116）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
9①	食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理	法25③ 令7⑤Ⅰ	令7⑤	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
11①②⑤⑥	登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知	法25③ 令7⑤Ⅱ	令7⑤	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
15①②	登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示	法25③ 令7⑤Ⅱ	令7⑤	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
17①	登録再生利用事業者の登録の取消し	法25③ 令7⑤Ⅱ	令7⑤	—	—	—	法定		指示 事後報告	
24①～③	食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査	法25③ 令7⑤Ⅲ	令7⑤	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-9 法令名： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11法18)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考		
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)		大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
9①	経営革新計画の承認	法38 令12①	—	自治	—	通知6① (法36②)	自治	—	事後報告	
10①②	経営革新計画の変更等	法38 令12①	—	自治	—	通知6① (法36②)	自治	—	事後報告	
34①	経営革新計画に基づく調査	法38 令12①	—	自治	—	—	自治	○	事後報告	
35	報告の徴収	法38 令12①	—	自治	—	—	自治	○	事後報告	
11①	異分野連携新事業分野開拓計画の認定	法38 令13①	—	—	—	—	法定	○	事後報告	
12①～③	異分野連携新事業分野開拓計画の変更等	法38 令13①	—	—	—	—	法定	○	事後報告	
34②	異分野連携新事業分野開拓計画に基づく調査	法38 令12①	—	—	—	—	法定	○	事後報告	
35	報告の徴収 ※認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る	法38 令13①	—	—	—	—	法定	○	事後報告	



3-⑩ 法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
39の2① ⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
39の3① ②④～⑥	中小企業承継事業再生計画の変更等	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
39の4② ③	特定許認可等に基づく地位の承継等	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
73①	認定事業者等に対する計画の実施状況についての報告徴収	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	



3-① 法令名： 特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
52	報告の徴収	法56 令7①	令7①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
53①	立入検査	法56 令7①	令7①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-12 法令名： 地球温暖化対策の推進に関する法律（H10法117）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
20の4③	地方公共団体実行計画協議会に対する助言	法47④ 法20の4 ③命令	法20の4 ③命令	—	—	—	
21の2①	温室効果ガス算定排出量の報告	法47④ 温室ガス 命令23	—	—	—	—	
21の3①	権利利益の保護に係る請求の受理	法47④ 温室ガス 命令23	—	—	—	—	
21の8①	特定排出者からの情報提供の受理	法47④ 温室ガス 命令23	—	—	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○		
法定		指示	
法定		指示	
法定		指示	

3-13 法令名： 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（H7法112）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
7の6	容器包装多量利用事業者からの定期報告の受理	法43⑤ 令12④	令12④	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
39	特定事業者に対する報告徴収	法43⑤ 令12④	令12④	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
40	特定事業者に対する立入検査	法43⑤ 令12④	令12④	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-14 法令名：労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（H4法90）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
8①③	労働時間等設定改善実施計画の承認	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
<8③>	労働時間等設定改善実施計画の変更の承認 ※法9③において準用	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
9①②	労働時間等設定改善実施計画の変更等	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
10①～⑤	公正取引委員会との関係（法8の承認をしようとする場合において、公取委に対し意見を述べる等）	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
10⑥	公正取引委員会との関係（承認計画の承認取り消し後の公取委に対する通知）	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
<10⑥>	公正取引委員会との関係（虚偽の報告をした場合等における承認計画の承認取り消し後の公取委に対する通知）※法12③において準用	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
11②	労働時間等の設定の改善を促進するために必要な協力の要請	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
12①②	承認事業主に対し、承認計画の実施状況について の報告徴収等	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	



3-⑮ 法令名： 資源の有効な利用の促進に関する法律（H3法48）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
37②	報告及び立入検査	法39③ 令32⑤	令32⑤	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-16 法令名：商品投資に係る事業の規制に関する法律（H3法66）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考	
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）		大臣並行権限
10	許可申請書変更の届出の受理	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定	事後報告	
30①	商品投資顧問業者等に対する報告及び立入検査	法42④ 令14②③④	令14②	—	—	—	法定	指示 事後報告	
<30①>	商品投資販売業者等に対する報告及び立入検査 ※法37において準用	法42④ 令14②③④	令14②	—	—	—	法定	指示 事後報告	
31	業務改善命令	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定	同意 指示	
35	商品投資販売業者に対する指示	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定	同意 指示	
36	業務の停止命令等	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定	同意 指示	

3-17 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
7①③～ ⑤	特定事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
7②③	特定事業者からのエネルギー管理統括者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<7②③>	特定事業者からのエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理※法7の3④において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<7②③>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
7④①～ ③	第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者)	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<7④① ～③>	第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
8②	第一種特定事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<8②>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
13③	第一種指定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<13③>	第二種特定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法18①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<13③>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		



3-17 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
<13③>	特定連鎖化事業者のうち第二種エネルギー管理指定工場等を設置している者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法19の2②において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
17①～④	第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者)	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<17①～④④>	第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
19①～④	特定連鎖化事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
61①～④	特定荷主の指定、貨物輸送量届出の受理、特定荷主の指定取消申出の受理、特定荷主の指定取消	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
87①②⑧	報告及び立入検査	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
6	エネルギーを使用して事業を行う者に対する指導及び助言(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定	事後報告		
14①	特定事業者が作成した中長期的な計画の受理(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定	事後報告		
<14①>	特定連鎖化事業者が作成した中長期的な計画の受理 ※法19の2①において準用(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定	事後報告		
15①	特定事業者による定期報告の受理(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定	事後報告		
<15①>	特定連鎖化事業者による定期報告の受理 ※法19の2①において準用(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定	事後報告		



3-17 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
16①～④	合理化計画に係る指示、公表(特定事業者)(注1)	法92①④ 令34④	法16⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
<16①～④>	合理化計画に係る指示、公表(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用(注1)	法92①④ 令34④	法16⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
20③	特定事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定		事後報告	
<20③>	特定連鎖化事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理 ※法20⑥において準用(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定		事後報告	
60	荷主に対する指導及び助言(注2)	法92②④ 令34④	—	—	—	—	法定	○	事後報告	
62	特定荷主が作成した目標達成計画の受理(注2)	法92②④ 令34④	—	—	—	—	法定		事後報告	
63①	特定荷主による定期報告の受理(注2)	法92②④ 令34④	—	—	—	—	法定		事後報告	
64①②	特定荷主に対する勧告、公表(注2)	法92②④ 令34④	法64③	—	—	—	法定	○	事後報告	
87③⑨	報告及び立入検査(注1)(注2)	法92①②④ 令34④	令34④	—	—	—	法定	○	事後報告	



3-18 法令名：消費生活用製品安全法（S48法31）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				
4② I	輸出用特定製品の販売等の届出受理(特定製品の製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にある者に関するもの)	—	—	—	法56② 令17①	—	—	
4② I	輸出用特定製品の販売等の届出受理(特定製品の輸入・販売事業に係る事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するもの)	—	—	—	法56② 令17②	—	—	
6	特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの)	—	—	—	法56② 令17③	—	—	
7②	届出事業者の地位の承継の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17③	—	—	
8	届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17③	—	—	
9	届出事業者の事業廃止の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17③	—	—	
10	届出事項に係る情報提供の請求(同上)	—	—	—	法56② 令17③	—	—	
11① I	輸出用特定製品の製造・輸入の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17③	—	—	
6	特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品輸入事業に係る事務所等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの)	—	—	—	法56② 令17④	—	—	
7②	届出事業者の地位の承継の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17④	—	—	
8	届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17④	—	—	
9	届出事業者の事業廃止の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17④	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	

3-18 法令名：消費生活用製品安全法（S48法31）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合		
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
10	届出事項に係る情報提供の請求(同上)	—	—	—
11① I	輸出用特定製品の製造・輸入の届出受理(同上)	—	—	—
14	届出事業者に対する改善命令	法56② 令17⑤	—	—
15	届出事業者に対する技術基準に対する適合性について の表示の禁止命令	法56② 令17⑤	—	—
32の2	特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者 者等)の事業の届出受理	法56② 令17⑥	—	—
32の16	特定製造事業者等に対する改善命令	法56② 令17⑦	—	—
32の20	特定製造事業者等に対する勧告・措置命令	法56② 令17⑦	—	—
40①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する報告 徴取	法56② 令17⑧	令14①	指示①(令16) 事後報告6② (令14②)
41①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する立入 検査	法56② 令17⑧	令14①	指示①(令16) 事後報告6② (令14②)
42①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する消費 生活用製品の提出命令	法56② 令17⑧	令14①	指示①(令16) 事後報告6② (令14②)



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定	○		
法定	○		
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	

3-19 法令名： 砂利採取法 (S43法74)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
30②	砂利採取業者と鉱業権者の協議に係る決定 ※採石法34②～⑦において準用	法30②	—	—	—	—	法定			
33	報告の徴収	法44 令5①	令5① ※経産大臣	自治	法33	指示(i) (令④)	自治	○	指示	
34①	立入検査等	法44 令5①	令5① ※経産大臣	自治	法34①	指示(i) (令④)	自治	○	指示	
41の2	経産大臣の指示 (都道府県知事に対する災害防止の指示)	法44 令5①	—	—	—	—	法定	○		



3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
10①	割賦販売業者に対する勧告	法48① 令34①I	令34①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
16②	営業保証金の供託に係る届出受理(許可割賦販売業者)	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	法定		事後報告	
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(許可割賦販売業者)	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	法定		事後報告	
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(包括信用購入あっせん業者)	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	法定		事後報告	
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(前払式特定取引業者)	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	法定		事後報告	
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(許可割賦販売業者)	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	法定		事後報告	
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(包括信用購入あっせん業者)	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	法定		事後報告	
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(前払式特定取引業者)	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	法定		事後報告	
<16②>	営業保証金の供託に係る届出受理(包括信用購入あっせん業者)	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	法定		事後報告	
<16②>	営業保証金の供託に係る届出受理(前払式特定取引業者)	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	法定		事後報告	
18の4①	前受金保全措置に係る届出受理(許可割賦販売業者)	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	法定		事後報告	
<18の4①>	前受金保全措置に係る届出受理(前払式特定取引業者)	法48① 令34①II	令34①	—	—	—	法定		事後報告	



3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
18の5③⑤	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<18の5③⑤>	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
20の3①~③、⑤	供託委託契約受託者への供託指示、供託書の写しの提出等(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<20の3①~③、⑤>	供託書の写しの提出等(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
20の4②	供託した前受業務保証金の取戻し承認(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<20の4②>	供託した前受業務保証金の取戻し承認(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
22②	不足額の前受金保全措置の届出(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<22②>	不足額の前受金保全措置の届出(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
30の5の3①	包括信用購入あつせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
33の5	登録包括信用購入あつせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
34①	登録包括信用購入あつせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
<20②>	登録包括信用購入あつせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令の取消し※法34②において準用	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定	○	同意	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	同意指示	

3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
34の2①②⑤	登録包括信用購入あっせん業者に対する登録の取消	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
<24>	登録包括信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示※法35の3において準用	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
32①	包括信用購入あっせん業者の登録申請の受理	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
33	包括信用購入あっせん業者の登録	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
33の2①	包括信用購入あっせん業者の登録の拒否	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<32①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<33>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<33の2①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録の拒否 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<15③>	包括信用購入あっせん業者の登録拒否の通知 ※法33の2②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
33の3①	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<15③>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分の通知 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
33の4	包括信用購入あっせん業者の登録簿の閲覧	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定		同意指示	
法定	○		
法定		事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定		事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定		事後報告	
法定			

3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
34の3①	登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除	法48① 令34①IV	—	—	—	—
<34の2③>	登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議※法34の3②において準用	法48① 令34①IV	—	—	—	—
<26①>	登録包括信用購入あっせん業廃止の届出受理 ※法35の3において準用	法48① 令34①IV	—	—	—	—
35の3の2①	個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①V	令34①	令33①I、 ②I	事後報告6② (令33④)	事後報告
35の3の3①	登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①V	令34①	—	—	同意指示
35の3の3②①②⑤	登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令等	法48① 令34①V	令34①	令33①II、 ②II	事後報告6② (令33④)	同意指示
35の3の3②⑤	登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令に係る通知	法48① 令34①V	令34①	令33①II、 ②II	事後報告6② (令33④)	同意指示
<24>	登録個別信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示 ※法35の3の35において準用	法48① 令34①V	令34①	—	—	—
35の3の24①	個別信用購入あっせん業者の登録申請の受理	法48① 令34①VI	—	—	—	事後報告
<35の3の24①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新申請の受理 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	事後報告
35の3の25	個別信用購入あっせん業者登録及びその通知	法48① 令34①VI	—	—	—	同意
<35の3の25>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新及びその通知※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	同意
35の3の26①	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否	法48① 令34①VI	—	—	—	同意

事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定		同意	
法定			
法定		事後報告	
法定	○	同意指示	
法定	○	同意指示	
法定	○ (登録取消は並行権限なし)	同意指示	
法定			
法定			
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定	○	同意	

3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<35の3の26①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<15③>	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否の通知※法35の3の26②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否の通知※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
35の3の28①	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の申請受理	法48① 令34①VI	—	—	—	
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分の通知※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<35の3の25>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録及びその通知 ※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<35の3の26①>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の拒否※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
35の3の29	登録個別信用購入あっせん業者登録簿の閲覧の登録の消除	法48① 令34①VI	—	—	—	
35の3の33①	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除	法48① 令34①VI	—	—	—	
<35の3の32③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議※法35の3の33②③5において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<26①>	登録個別信用購入あっせん業廃止の届出受理※法35の3の35において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
35の17	クレジットカード等購入あっせん業者等に対する改善命令	法48① 令34①VII	令34①	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	同意	
法定			
法定			
法定		事後報告	
法定			
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定			
法定	○	同意	
法定			
法定		事後報告	
法定	○	同意	

3-20 法令名： 割賦販売法 (S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
40①	割賦販売を業とする者に対する報告徴収	法48① 令34①VIII	令34①	自治	令33③	事後報告6② (令33④)
40③⑤⑦ ~⑨⑩	包括信用購入あつせん業者、又は個別信用購入あつせん業者及び前払式特定取引業者等に対する報告徴収等	法48① 令34①IX	令34①	自治	令33①III、 ②III、③	事後報告6② (令33④)
41①③~ ⑥	立入検査	法48① 令34①X	令34①	自治	令33①III、 ②III、③	事後報告6② (令33④)
43①	聴聞	法48① 令34①XI	令34①	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	

3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
5の7②	協業組合の事業転換の認可	法101の4 令12①Ⅰ	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
5の17①	協業組合の設立の認可	法101の4 令12①Ⅱ	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
5の22	公正取引委員会の請求	法101の4 令12①Ⅲ	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 35の2>	役員の変更の届出 ※法5の23③において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 48>	総会の招集請求があった日から10日以内に理事 が総会招集の手続をしなかった場合等の総会招集 の承認※法5の23③において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 51②>	定款の変更の認可 ※法5の23③において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 57の5>	余裕金運用の制限の緩和の認可 ※法5の23③において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 62②>	解散の届出 ※法5の23④において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 66①>	協業組合の合併の認可 ※法5の23④において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 96⑤>	組合等の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しな ければならないこと※法5の23⑤において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 104>	不服の申出に対する措置 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 105>	請求に基づく会計状況の検査 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 105の2①>	協業組合の決算関係書類の提出 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		

3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
〈中小企業等協同組合法105の4①〉	会計状況の検査 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
〈中小企業等協同組合法106①～③〉	法令等の違反に対する処分 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
95④	協業組合への組織変更の認可	法101の4 令12①Ⅴ	—	自治 令11①	—	—
100の11	組織変更の届出	法101の4 令12①Ⅴ	—	自治 令11①	—	—
97ただし書	商工組合の特別の地区の承認	法101の4 令12②Ⅰ	—	自治 令11②	—	—
17の2	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可等 ※法33において準用する場合含む	法101の4 令12②Ⅱ	—	自治 令11②	—	—
42	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可等	法101の4 令12②Ⅲ	—	自治 令11②	—	—
〈中小企業等協同組合法35の2〉	役員の変更の届出 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
〈中小企業等協同組合法48〉	総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会の招集の手続をしなかつた場合等の総会招集の承認※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
〈中小企業等協同組合法51②〉	定款の変更の認可 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
〈中小企業等協同組合法57の5〉	余裕金運用の制限の緩和の許可 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
〈中小企業等協同組合法62②〉	商工組合及び商工組合連合会の解散の届出 ※法47③において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			

3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<中小企業等協同組合法66①>	商工組合及び商工組合連合会の合併の認可 ※法47③において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法96⑤>	解散登記の嘱託 ※法54において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
69④	商工組合等に対する解散命令	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法104>	不服の申出 ※法71において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法106>	請求に基づく会計状況の検査 ※法71において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法105の2①>	商工組合及び商工組合連合会の決算関係書類の提出※法71において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
67	主務大臣の命令	法101の4 令12②V	—	自治 令11②	—	—
69①～③	商工組合等に対する解散命令	法101の4 令12②V	—	自治 令11②	—	—
92	報告の徴収	法101の4 令12②	—	自治 令11③④	法101の3 令11③	事後報告 令11④
93①	立入検査	法101の4 令12②	—	自治 令11③④	法101の3 令11③	事後報告 令11④
96⑧	事業協同組合への組織変更の届出	法101の4 令12②VI	—	自治 令11②	—	—
<96⑤>	商工組合への組織変更の届出 ※法97②において準用	法101の4 令12②VI	—	自治 令11②	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治			
自治			

3-22 法令名： 信用保証協会法 (S28法196)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
35	信用保証協会に対する報告徴収・検査	法定(2)④	法51 令6①IV	事後報告6② (令6②)	
43	支援機関に対する報告徴収・検査	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	例外



3-23 法令名：商品先物取引法（S25法239）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
157①②	商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
214の3⑤	商品先物取引業者に係る事故の確認申請の受理	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
231①～③	商品先物取引業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①～③	令57①	—	—	—
232①②	商品先物取引業者に対する業務改善命令等	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
235①②	純資産額規制比率についての命令	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<158②>	商品先物取引業者に対する措置命令における意見聴取等 ※法237において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<158②>	商品先物取引仲介業者に対する監督上の処分における意見聴取等 ※法240の25において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<214の3③⑤>	商品先物取引仲介業者に係る事故の確認申請の受理 ※法240の17において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<214の3③⑤>	特定店頭商品デリバティブ取引業者に係る事故の確認申請の受理 ※法349③において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
240の22①②	商品先物取引仲介業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①④⑤	令57①	—	—	—
349⑤⑦	特定店頭商品デリバティブ取引業者に対する立入検査及び改善措置命令	法354③ 令57①⑧～⑪	令57①	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	同意 指示	
法定	○	同意 指示	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	同意 指示	

3-24 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9の2⑦	特定共済組合の事業の承認	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
9の2の3	事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<9の2の3>	協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可※法9の9⑤において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
9の6の2①④	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可等	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<9の6の2①④>	協同組合連合会の共済規程の認可等 ※法9の9⑤において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法305>	共済代理店に対する立入検査等 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法306>	共済代理店に対する業務改善命令 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法307①Ⅲ>	共済代理店に対する登録の取消し等 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法305>	協同組合連合会に対する立入検査等 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法306>	協同組合連合会に対する業務改善命令 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法307①Ⅲ>	協同組合連合会に対する登録の取消し等 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
9の9④	特定共済組合連合会の特例の承認	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			

3-24 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
27の2①	事業協同組合等の設立認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
31	火災共済協同組合等の成立の届出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
35の2	役員の変更の届出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
48	総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
51②	定款の変更の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
57の3⑤	信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受けの認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
57の5	余裕金運用の制限の緩和の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
58の7②③	共済計理人による意見書の提出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
58の8	共済計理人に対する解任命令	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
62②	事業協同組合等の解散の届出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
62④	責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の解散の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
66①	事業協同組合等の合併の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治		事後報告	
自治			
自治			
自治			
自治		事後報告	
自治			
自治		事後報告	
自治			

3-24 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
96⑤	解散登記の嘱託	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
104	不服の申出に対する措置等	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
105	請求に基づく会計状況の検査等	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
105の2① ②	決算関係書類の受理等	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
105の3① ~④	報告の徴収	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
105の4① ~④	検査等	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
106①	法令等の違反に対する措置命令	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
106②③	法令等の違反に対する解散命令等	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
106の2① ②④⑤	共済事業に係る監督上の処分	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
106の3	届出の受理	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			事後報告
自治			
自治			
自治			

他省庁と共管関係にある事務等について

- 1 現在、特定広域連合等に移譲を検討している移譲対象特定地方行政機関の事務等については、他省庁といわゆる共管とされているものがある。

例：「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」における「農商工等連携事業計画の認定」については、主務大臣は、経済産業大臣と農林水産大臣と事業所管大臣

- 2 1の例における認定の権限は、同法において地方支分部局の長に委任されているが、今般の、出先機関改革に係る検討においては、例えば、経済産業局に委任されている経済産業大臣の権限に属する事務等を特定広域連合等に移譲することを検討している。

この場合、1の例で言えば、この認定の事務等の実施が、地方農政局長（国）と特定広域連合等の長（地方）とに分かれることになるが、同じ事務等を実施する際に、国と地方で行うことが可能か（いわば国と地方での共管は可能か）といった点が論点となる。

- 3 この点については、本法案において、移譲対象特定地方行政機関に委任されている〇〇大臣の権限を、特定広域連合等に法定委任することとしており、いわば法律によって、特定広域連合等に〇〇大臣と同一の事務等を実施することを可能としている。

- 4 従って、本法案により、認定等の事務等の実施主体が国と地方に分かれることになっても、特段の問題はなく、当該事務等を特定広域連合等に移譲することは可能であるものと解する。

【参考】

- 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（抄）

（農商工等連携事業計画の認定）

第四条 農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者及び農林漁業者は、共同して、当該農商工等連携事業に関する計画（以下「農商工等連携事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携事業計

画が適当である旨の認定を受けることができる。

(主務大臣等)

第十八条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号及び第三号に掲げる事項については農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第二号に掲げる事項については農林水産大臣、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣とする。

2 第四条第一項、同条第三項（第五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第一項から第三項まで、前条第一項及び次条における主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び認定農商工等連携事業に係る事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十九条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（抄）

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十九条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

【機密性 2 情報】

【参考（いわゆる共管事務の権限の一部を都道府県に行使させている例）】

○中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年十一月二十五日法律第百八十五号）

（設立の認可）

第五条の十七 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 略

（主務大臣等）

第一百一条の二 この法律における主務大臣は、次の各号に定めるところによる。

- 一 協業組合に係る事項については、協業組合の行う事業を所管する大臣とする。
- 二 商工組合又は商工組合連合会に係る事項については、それぞれ商工組合又は商工組合連合会の資格事業を所管する大臣とする。

2 略

（都道府県が処理する事務）

第一百一条の三 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○ 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年三月二十八日政令第四十五号）

（都道府県が処理する事務）

第十一条 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその事務所のすべてが一の都道府県の区域内にある協業組合（その行う事業に別表第一に掲げる業種に属する事業を含む協業組合を除く。）に関するものは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一 略

二 法第五条の十七第一項に規定する事務

三以下 略

別表第一（第十一条、第十二条関係）

- 一 塩事業法（平成八年法律第三十九号）第五条第一項の規定により登録を受けて行う塩の製造業
- 二 塩事業法第十六条第一項又は第十九条第一項の規定により登録を受けて行う塩の販売業
- 三 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（以下「酒類」という。）の製造業
- 四 酒税法第九条の規定により免許を受けて行なう酒類の販売業（販売の代理業又は媒介業を含む。以下同じ。）
- 五及び六 削除
- 七 鉱業
- 八 石油製品販売業
- 九 石炭販売業
- 十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第三十一条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）、旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。別表第二第二十号において同じ。）、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）及び自動車販売事業を除く。）